

事業再評価調書

事業名		中之島歩行者専用道2号線整備事業	
担当		建設局道路部街路課（連絡先：6615-6753）	
1 再評価理由		国庫補助事業を除く事業で事業再評価した年度から5年間に経過後の年度で継続中のもの（国庫補助事業であったが平成16年度より交付金化）	
2 事業概要	所在地	北区中之島5丁目	
	事業目的	<ul style="list-style-type: none"> ・本路線は、中之島周辺地区を周遊する歩行者専用道路で、本路線を整備することにより、安全で快適な歩行空間が確保されるとともに、東西方向の利便性が向上し地域の回遊性が高まる。 ・また、堂島川、土佐堀川の水辺空間を活かした整備を行うことで「水の都」大阪にふさわしい景観の形成を構築する。 	
	事業内容	延長 L=350m 幅員 W=12m(道路新設)	
3 事業の必要性の視点	事業を取り巻く社会経済情勢等の変化	<ul style="list-style-type: none"> ・本路線の整備により中之島地区における歩行者等の回遊性の高め、周辺の開発計画や水辺空間と一体となった安全で快適な歩行者専用道の必要性が高まっている。 ・本路線は、重点整備路線以外のその他の路線としており、厳しい財政状況の下、周辺開発計画等の進捗にあわせた予算確保に努め事業進捗を図る。 	
	定量的効果の具体的な内容	[効果項目] [受益者]	
	費用便益分析	[算出方法] ・定量的な分析を行うにあたり、一般的な道路整備では、走行時間短縮便益などを算出し分析することが可能であるが、歩行者専用道のような定量的効果の高い事業では便益の算出が困難であることから、今後、他の事業等を参考に検討を進めることとする。 [分析結果] -	
	定性的効果の具体的な内容	[効果項目] <ul style="list-style-type: none"> ・安全で快適な歩行者空間の確保 ・アメニティ豊かな歩行者空間の形成 ・中之島周辺地区の連続した歩行者系ネットワークの形成 [受益者] ・市民 ・道路利用者 ・地域社会 ・地域経済	
	事業の必要性の評価	<ul style="list-style-type: none"> ・本路線の整備により中之島地区における歩行者等の回遊性の高め、水辺空間と一体となった安全で快適な歩行者専用道の必要性が高い。 	評価 A ~ C

		事業開始時点 (平成10年2月)	前回評価時点 (平成20年3月)	今回評価時点 (平成25年3月)
4 事業の実現見通しの視点	経過及び完了予定	事業開始年度 平成 9年度 着工年度 平成 9年度 完了予定年度 平成13年度	事業開始年度 平成 9年度 着工年度 平成 9年度 完了予定年度 平成27年度	事業開始年度 平成 9年度 着工年度 平成 9年度 完了予定年度 平成33年度
	事業規模	用地取得必要面積 2,049㎡ 整備必要面積 4,200㎡	用地取得必要面積 2,049㎡ 整備必要面積 4,200㎡	用地取得必要面積 2,049㎡ 整備必要面積 4,200㎡
	うち完了分	-	用地取得済面積 2,049㎡ 整備済面積 0㎡	用地取得済面積 2,049㎡ 整備済面積 0㎡
	進捗率	-	用地取得率 100% 工事進捗率 0%	用地取得率 100% 工事進捗率 0%
	総事業費	24億円	23億円	23億円
	うち既投資額	-	22億円	22億円
	進捗率	-	96%	96%
	事業内容の変更状況とその要因			
	未着工あるいは事業が長期化している理由	・本事業は、中之島5丁目地区で計画されている面的な開発計画にあわせて、大阪府の河川事業と一体となって整備する必要があるが、開発関係者による土地利用計画や開発手法等の検討や調整に時間を要し、事業実施時期等が未確定であった。		
	コスト縮減や代替案立案の可能性 (事業を進捗させるための対応策)	・中之島5丁目地区においては、既存施設の活用や更新等も踏まえ、関係者によるまちづくりに関する具体的な土地利用計画や開発手法についての検討を行っており、平成28年度の事業化を目的に合意形成を目指している。 ・今後、開発計画等の合意に向け事業化のスケジュールが示されれば、河川事業との調整を図り面的開発にあわせて本整備を進めることとなる。		
事業の実現見通しの評価	・本路線は、既設道路に歩道を有していることから歩行者の通行空間は一定確保している。今後、中之島5丁目地区の開発計画に関して、平成28年度を目的に開発関係者による合意形成が整えば、開発事業計画等の進捗に合わせて整備を行う。		評価 C	
5 事業の優先度の視点の評価	[重点化の考え方] ・本路線は、他事業（中之島5丁目開発計画・河川事業）と連携して水辺空間と一体となった安全で快適な歩行空間等の整備を進める必要があるため、それら事業計画にあわせ予算を確保しながら、事業進捗を図っていく路線としている。 [事業が遅れることによる影響] ・中之島周辺地区の安全で快適な歩行空間の確保や、地域の回遊性の向上が遅れる。 ・歩行空間の確保による歩行者等の安全安心の享受や、水辺空間と一体化することによる親水性の享受が遅れる。 ・既設道路には歩道を有していることから、歩行者の通行空間は一定確保している。			C
6 特記事項	・平成20年度の事業再評価における対応方針は「事業継続（C）」であり、現在、その方針に沿って事業を実施している。			
7 対応方針 (原案)	「事業継続（評価C）」 ・中之島周辺地区の安全で快適な歩行空間の確保や、地域の回遊性の向上など、事業の必要性は高い。 ・本事業が遅延することで、中之島周辺地区における水辺空間と一体となった安全で快適な歩行空間の確保や、地域の回遊性の向上が遅れることになるが、既設道路には歩道を有していることから、歩行者の通行空間は一定確保している。 ・中之島5丁目地区の開発計画に関して、平成28年度を目的に開発関係者による合意形成が整えば、開発事業計画等の進捗に合わせて整備を行う。			C